

KENPO

けんぽ便り

全国健康保険協会 静岡支部
協会けんぽ

2023年

8月号

MAIN CONTENTS

- ▶ 協会けんぽの健診を受診しましょう！
- ▶ 傷病手当金のご案内
- ▶ 保険証の返却にご協力をお願いいたします

職場内で掲示・回覧をお願いいたします。

自己負担が下がったこの機会に

協会けんぽの健診を受診しましょう！

令和5年4月から
始まっています！



▶ 生活習慣病予防健診等の自己負担の軽減

一般健診

対象：35歳～74歳の被保険者(ご本人)

軽減前 最高 7,169円 → 軽減後 最高 5,282円

協会けんぽの生活習慣病予防健診は、

血圧測定 血液検査 尿検査 心電図検査

胸部レントゲン検査 胃部レントゲン検査

便潜血反応検査

メタボリックシンドロームとともに

5大がん 肺 胃 大腸
子宮 乳房

※子宮頸がん検診、乳がん検診は、別途自己負担が必要です。

※メタボリックシンドロームとは、お腹まわりに内臓脂肪がたまることで悪玉のホルモンが分泌され、高血圧・高血糖・脂質異常等が起こり、生活習慣病になりやすくなっている状態のことです。

付加健診

対象：今年度40歳、50歳の被保険者(ご本人)

軽減前 最高 4,802円 → 軽減後 最高 2,689円

※付加健診とは、節目の年齢において、肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の臓器の様子を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つける手がかりとなる眼底検査といった、より詳細な健診です。



子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウィルス検査の自己負担も同様に軽減します。

▶ 協会けんぽの健診を選ぶメリット

1 健診費用がお得

総額18,865円の健診を協会が13,583円補助するため、健診費用を抑えられます。

健診費用の
約7割を補助！

2 申込みが簡単

協会けんぽと契約している健診機関の中からご希望の健診機関をお選びいただき、ご予約ください。協会けんぽへの申込み手続きは不要です。

※受診できる健診機関の情報は、協会けんぽのホームページよりご確認ください。
(HP) <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shizuoka/cat050/>



3 検査項目が豊富

事業主に義務付けられている定期健康診断(事業者健診)として利用できます。

4 受診後の健康サポート(特定保健指導)が無料

健診を受けた結果、メタボリックシンドロームのリスクがあると判断された40～74歳の方を対象として、保健師や管理栄養士が生活習慣改善のお手伝いをします。

お問い合わせ先
保健グループ/TEL.054-275-6605

健診専用LINE @447ekwyz

健診のご案内や健診に関する情報をお届けしていきます。
※個人情報は含まれません。 ※メッセージへの個別返信はできません。



病気やケガで会社を
休むことになったら…

傷病手当金 のご案内



被保険者(加入者ご本人)が病気やケガで仕事を4日以上休み、その間の給与を受けられないときに支給される給付金が**傷病手当金**です。右記の①～④すべてを満たす場合に対象となります。

- ① 仕事とは関係ない病気やケガの療養のための休業であること
- ② それまで就いていた仕事に就くことができないこと
- ③ 4日以上仕事に就けなかったこと(連続する3日以上以上の休業を含む)
- ④ 休んだ期間について給与の支払いがないこと

支給される金額



傷病手当金は、1日当たり「傷病手当金の支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額」が支給されます。

なお、給与や手当が支払われている期間がある場合は、支給額が調整されますのでご注意ください。

1日当たりの支給額

$$\text{支給総額} = \left(\frac{\text{直近12か月間の標準報酬月額の平均値}}{\div 30日 \times 3\text{分の}2} \right) \times \text{支給日数}$$

※被保険者期間が12か月(1年)に満たない場合は、資格取得後の平均額か、協会けんぽ全被保険者の平均額のいずれか低い額で計算します。

支給される期間

支給が始まった日(支給開始日)から**通算して1年6か月間**を限度として支給されます。



傷病手当金について
詳しくはこちら



申請書のダウンロードは
こちらから



お問い合わせ先
業務グループ/TEL.054-275-6601

お願い

保険証の返却にご協力をお願いいたします

ご退職時(または扶養から外れたとき)には、必ず保険証を速やかに事業主様へご返却ください。保険証の返却が確認できなかった場合、退職者ご本人様宛に保険証返却についてのお知らせをお送りしています。



ご注意ください

保険証は、退職日の翌日(資格喪失日)・扶養から外れた日以降は使うことができません。資格喪失した保険証を使って病院を受診すると**無資格受診**となり、後日かかった医療費の7～8割(協会けんぽ負担分)を返還していただくことになります。

